

第二回國會 財政及び金融委員會會議錄第十三号

昭和二十三年三月二十九日(月曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右エ門君

理事 島田 晋作君 理事 中崎 敏君

理事 梅林 時雄君 理事 塚田十一郎君

赤松 勇君 川合 彰武君

河井 榮藏君 佐藤 次郎君

田中 織之進君 西村 榮一君

林 大作君 松尾 トシ君

八百板 正君 栗田 英男君

後藤 悦治君 中曾 根康弘君

原 彪君 松田 正一君

青木 孝義君 島村 一郎君

周東 英雄君 苦米 地英俊君

淺利 三朗君 石原 登君

河口 陽一君

出席國務大臣

大藏大臣 北村 德太郎君

出席府委員

大藏事務官 福田 赳夫君

大藏事務官 平田 敬一郎君

大藏事務官 愛知 揆一君

大藏事務官 阪田 純雄君

大藏事務官 日下部 滋君

大藏事務官 松尾 俊次君

大藏事務官 原田 富一君

委員外の出席者

大藏事務官 岡村 竣君

専門調査員 氏家 武君

三月二十六日

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二二二号)

三月二十七日

臨時資金調整法を廃止する法律案

(内閣提出)(第二四号)

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)(第二五号)

本日(の)會議に付した事件

連合審査會設置に関する件

憲章專賣法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第九号)

証券取引法を改正する法律案(内閣提出)(第一八号)

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二二二号)

臨時資金調整法を廃止する法律案(内閣提出)(第二四号)

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)(第二五号)

○早稻田委員長 會議を開きます。

本委員會に付託になりました復興金融庫法の一部を改正する法律案、臨時資金調整法を廃止する法律案、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律案を、議題といたします。まず政府の説明を求めます。大蔵大臣。

復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「七百

億圓を九百億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

臨時資金調整法を廃止する法律案

臨時資金調整法は、これを廃止する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足を補填するため、一般会計から、同會計に繰入金をすることができ、但し、その金額は、一億三千二百一十四千圓を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、大蔵省預金部特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○北村國務大臣 ただいま議題となり

ましたら、復興金融庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように復興金融庫の資本金は、去る二月上旬國會の可決を得まして、これを七百億圓に増額いたしました次第でございますが、當時御説明申し上げました通り、この資本金は本年度末までに必要とする資金の最小限の金額でございます。その後当初の計画に従いまして、貸出額は逐次増加いたしまして、現在すでに資本金の限度一ぱい近く達しましたので、今回さらに來年度第一・四半期末までの所要資金を勘案いたしまして、資本金を増加いたすこととした次第であります。復興金融庫の資本金は、今回の増資をもちまして、すでに五回にわたつて増額いたしましたわけでございますが、この國會の御要望にもこたえまして、貸出しにあたりましては、つとめて嚴格、慎重に実行してまいつたのであります。戦後經濟の混亂期にあたりまして、産業界の資金需要に即應いたしまして、よく經濟の復興再建に寄與してまいつた次第であります。すなわち石炭、鉄鋼、肥料等の重点産業はもちろ、その他の一般産業につきましても、きわめて困難な状況下にありながら、よく設備の復旧、拡充を実現し、企業の順調な発展を見ましたことは、復興金融庫の適切な資金の供給によるところ、多大であつたと存する次第であります。復興金融庫を設立いたしました趣旨は、經濟の復興に必要な資金であつて、かつ一般の金融機関が融資することの困難な資金のみを供給することにあつたのであります。再建途

上におきまする惡條件によりまして、經濟界の復興依存の傾向は逐次顯著となり、加ふるに昨年六月以降公團資金をも一手に賄ふこととなりまして、貸出残高は急激に増加いたしました。これが通貨面に對する影響が、強く指摘せられるに至つたのでござい

ます。政府といたしましてはつとに健全財政の方針を堅持いたしまして、復興金融庫の貸出しにつきましても、つとめてこれを圧縮制限いたしまして、いやくも放漫に流れることのないように、特に基礎産業に對しまして、重点的な融資を実行してまいつたのであります。諸般の事情によりまして、今日のごとき巨額の資本金を要するに至つた次第であります。現在復興金融庫の機構並びに運営の方法につきましては、國會初め各方面から、種々の御意見あるいは御要望をいただいておりますが、今後關係各方面の御協力を得まして、慎重検討の上、逐次実行に移したい所存でございます。政府といたしましては、復興金融庫の民主的運営を期するため、所要の措置を講ずるとともに、貸出しを抑制し、事後の管理を適正ならしめるよういたしたいと存じております。これらの措置のうち、法制的措置を要するものにつきましては、成案を得次第法案を提出いたしまして、御審議をお願いいたす所存であります。なお復興金融委員會の改組、復興金融庫の人的内容の充實等、種々考慮いたしておりますが、このため金融界及び經濟界の格段の御賛

において、こういうかどによりまして、懲戒解僱もしくは免官いたしました者が、懲戒解僱で百九人、免官にな

りました者が六名あるというような状況であつたのであります。

○佐藤(観)委員　いま一つ大蔵大臣にお尋ねしますが、あれほど賣れ行きの悪かつた新生が廃止されて、新しいタ

パコが出るというお話も聞いておりますが、何がゆえにああいうふうにな新生の評判が悪かったか、その点について政府は今後どういうような方法によって、こういう人気の悪いタパコをつく

お伺いしたいと思います。

○日下部政府委員　新生は質の悪いのに、値段が高いというのが賣れの悪い根本でございます。そこでこの新生の

製造販賣は、ただいま福引券附で販賣いたしておりますが、終りましたならば、これを停止いたしましたして、新しく品質と價格の調和のとれた品物を出したと考へまして、ただいまこの

品種の製造を準備中でございます。そのお含みでひとつお聴き願いたいと思ひますが、一つは「いい」というタバコをつくろうとしたしております。これは五月からつくりたいと思つており

ます。これは大巻でございまして、太
体昔の「ひかり」程度になる品質のもの
でございます。これを大体二十億程度
つくりたいと思います。それからさら
に一般大衆でも、少し儉約すれば買

るような綿巻のものをつくりたい。これはただいまのところハッピーというものにして、来月早々から製造に着手したいと思っております。なお刻みタバコでございますが、これは日本

独特の嗜好の多々でありまして、た

行が扱ふよりも、復金の扱ふ額というものが大きくなつてしまふというような状態が、来るべき一年間には、必至に出てくるのじやないかというようなことを考へるのであります。そこで、大蔵大臣は、多年民間銀行に御縁談が深くあられて、金融というもののほんとうの形態がどうなればならないかということは、十分御承知のはずなんでありまして、その大蔵大臣の御縁談、御判断をもつて復興金融庫によつて日本産業の融資というものが、過去一年の実績及びそれによつて今後想像されるような形態でいつてもいいとお考へになつてゐるかどうか、その点なのであります。これは、今、金融機関の國有とか、國家管理というようなことが、他の諸君によつていろいろ問題にされてゐるようであります。私も、立憲の趣旨から、本質的にそういうものに対しては賛成いたしかねるという立場をとつてゐるのであります。が、しかし、政策面における理論はどうか、ありまして、實際問題として、こういうような金融政策の運営をやつていけるならば、これは事實問題として、金融はもう完全に一種の変態的な國營もしくは國家管理になつてしまふといふことにならざるを得ないのであります。これは大蔵大臣は、そういうような御方針でいられるというのであれば、意見の相違といふことになるのであります。大蔵大臣はまさかそういう考へをおもちになつてはおるまいと私は考へてゐるのです。その点について御意見をひとつ伺いたい。

○北村國務大臣 御指摘の点は、復興金融庫としては、きわめて留意を要する点を御指摘になつたと思うのであ

ります。それで、元來この復金の設立の動機というものは、日本の産業復興のためであつて、しかも一般金融機関をもつてはやれないものをやるといふことが建前でありまして、その一般金融機関をもつてはやれないといふことは、どういふことであるかという、一言にして申しますと、復興のために必要であるけれども、どうもリスクが高い、非常に危険率があつて、一般の預金を対象とする私企業としての金融機関では、負いきれぬほどのものをやらなければ日本の復興はだめなんだ。だから、やむを得ないから、國家である危険を負担して——という用語があるかもしれないけれども、要するに、一般の金融機関としてはやりにくいようなものをやるのが建前で起つたものであると思ふのであります。その意味で、今日まで復金をやつてきたことは、大体その目的に対してそう外れたものじやない。ただ金額が非常に膨大になつてきた。あるいは一般の金融の手から出ないから、復金へすべてのものが殺到すると言いますか、非常に集中的に要望があつて、金額がさうだといふけれども、それは大体において日本の産業復興の復興のために、その方向へ資金が注がれたといふことだけは見てよいのじやないか。さらに考へなければならぬことは、ただいまお話があつたように、一般金融機関との關係はどうなるかといふことも問題になります。それから一般金融機関の昨年の増加額が百五十億とおつしやつた。私は数字は存じませんが、現在の貸出総額は千五百億にすぎぬじやないかとおつしやいます。したが、大体一般金融機関は活動の源

泉を預金に求めておるので、預金が増加しない限りは、いかに日本経済のために必要であり、またいかにこれを出さなければならぬものであつても、ない袖は振れないといふことで、こういうものが復金に集まつていくという傾向があるものであります。今の日本の國民經濟の全体の傾向から見ても、大わらわになつて國民蓄積に努力してゐるけれども、どうも預金の純粋な総額は殖えない。従つて一般金融機関の資金力が弱いという点もあつて、市中で賄えるものまでも復金に押しつけるという状態を來しておるのでございます。今後の復金のあり方はどうかということも、あまり突然で今詳しいことを申し上げることはできませんけれども、要するにいかに一般金融機関でやれないことをやるのだと言つても、赤字金融を平氣で引受けるということとはやつてはならない。その点は厳に戒めております。また金額その他についても、復金で金を借りるというても、物の面から借りた金が實際効率をあげるかどうかということも勘案いたしまして、物の面においても調達することができるといふことが確かめられない限りは、復金は出しておりませんので、その点はただいまの行き方で間違いないと考へております。なお復金といはしましては、たとへば選択の場合でも、資金の回轉率が多いとか、安全率が高いとかいふことだけであつてはならない。これは一般の市中銀行の考へ方で、復金としてはそうでなくて、もつとより多く重点をおくことは、これが復興に役立つかどうかというところが重点でなければならぬ。復興に重点をおくといふことを考へます場合に、貸出しを

してそれが効率をあげるかあげないか、それだけで資料を得られるかどうか、運轉がうまくいくかどうか、その点に対しては十分注意をいたしております。それからもう一つ從來以上に今後氣をつけたいと思ひますことは、すでによつておりますけれども、貸出し以後の監督というものをと嚴重にやりたい。今後一層これは努力をしていきたいと思ひます。と申しますことは、一般の銀行でございますと、受入れと貸出しを同時にやつておりますので、従つて受入れを通じてその企業の動的な現在の実相をつかみやすい。復金は出し放しになる、そういう点がございまして、爾後の監督については從來以上努力いたしたい。こういうふうに考へております。

○塚田委員 大臣の御説明では十分納得いたしましたのであります。殊にただいまの御説明のうちで、納得いたしかねます一番大きな点は、市中金融機関は預金に融資の源泉を求めているからできないのだというお話があつたのであります。預金が十分殖えないといふことは、今日日本の經濟の二つの大きな個みでありまして、しかし私はこれも市中金融機関が十分融資力をもたない一つの原因であつた。殊に過去一年においてそれがあつたとは考へます。しかしそれ以上に政府がいわゆる融資規制というものによつて市中の金融を押へてしまつておる。預金は殖えてもその半分しか使わせないといふわくを與えておる。さらにそのわくの中に、また融資の順位を置いておかれるといふことの方が、むしろ市中の金融機関が十分活動し得ない大きな原因である。金融政策の根本を、もう少し考

え直されてしかるべきものでないかといふことを、私はこの復金の將來のあり方についての考へ方の根本にもつております。一方市中金融機関というものは、金融という技術の面におきましては、長い間の経験で非常な優秀な力をもつておる。そういうようなものに十分仕事をさせないで、政府がつくつた金融機関というものを、これは人的構成から言つても実に脆弱なものであります。そういうようなものに市中の全金融機関に匹敵するほどの金融をさせておくといふことは、たいへんな問題であるといふことなのであります。だからして金融政策そのものにも再検討を、復金のあり方に関連して考へ直していただく余地がないものだらうかどうかといふことなのであります。この点についていまだ一点だけ伺ひしておきたい。

○北村國務大臣 きわめてごもつともな点であります。これは今のような乏しい預金を吸収した中で、これをどういふふう流すかといふことについては、どうしても國家意思がはいらなければならぬ。殊に今の状態では、主として新しく殖えた預金の約半額を財政資金にしなければならぬといふことを、私の企業としての銀行の観点から言へば、そういうわくをはめられては困るという点があろうと思ひけれども、國家の見地から言へば、どうも銀行から約半分は助けられるといふことではなければ、今のところうまくいかなといふ全体を眺めての考へ方である。しかも残りのものについてなお重点のわくがはまつておるといふことであります。これも今のところやむを得ない。どうもやはり産業が重点的に

促進されておるといふこと、金融がこれに伴つていくといふことは、やむを得ないやないかと思ふのであります。これはすでに提案されておるのであります。資金調整法が一應今度には解消される。このことによつてたゞいまの御指摘の点は一應解消する。しかし私は資金調整法がすつかりなかつてしまつてそれでよろしいとは考へにくい点があるものであります。これはあらためて御審議願ひたいといふ点もあるものであります。それから金融政策全般といひましては、この際やはり再検討を要するといふことは塚田さんのお話の通りであります。おそらく近くそういうことについての法典を、国会に提案をいたしまして御審議を願ひことになるであらう、こういうふうに考へております。

○早稲田委員長 煙草專賣法の一部を改正する法律案についての質疑はございませぬか。

○石原(登)委員 これは最近の現象ですが、一般の小賣店でなか／＼購入できないビース、あれを相当繁華な街の角で、專賣局の出張所だといふ人たちが賣つておるようですが、あれはたしかに專賣局の出張員でありますか。

○日下部政府委員 專賣局の出張員ではありません。あれは販賣組合の出張賣出でございます。

○石原(登)委員 販賣組合といふのは私わかりませんが、それは政府から正式の許可を得て、タバコの小賣に従事しておる人たちのグループでありますか。そういたしますと、どうもこれはおかしいことだと思ひますが、たとへば私の住んでおる秋葉の近郊では、なかなかそういうタバコは買えない、結

局都心まで出てきて、二十四か幾らかのプレミアムをつけてやみで買ふ。今度は一部の方面ではそのタバコを奨励するようにして賣つておる。こういう事実から考へて、どうもあなたの方の小賣業者にまわされるというタバコの数量の配分方法が一方に偏しておるんじゃないか。こういうことを考へます。が、ただいまタバコをあなたの方が小賣店に渡しておる基準は、大体いつころの需要を基本にしてやつていらつしやるのであるか。たとえば戦前昭和何年ごろといふことになれば、狭い東京の面から考へてみても、中央部は焼けて居住者が少なくなつてゐる、ところが世田谷、荏窪という方面は、たいへんな人口増加で賄ひ得ないのは当然である。こういう点もあなたの方はお考へになつて小賣店に対する配分がなされておるのであるか、その点お尋ねしておきたい。

○日下部政府委員 タバコの配分は、ビースにつきましては、主として大都市に重きをおいてやつております。それから小賣店に對します配分は、その地方における青年男女女子に大体比例して配分されております。それから販賣組合でやつておるものは、これはタバコをやみ賣りいたします人たちがおつて、実は帝都の眞中ではなはだどうもみつともない。それよりもあそこでも非常に需要があるならば、何とかあの不体裁を除けてもらふという意味におきまして、販賣組合の人に特に出てもらつて、あそこで賣つてやみ賣りをなくしていただく、こういう意図でやらせておるのでございます。

○石原(登)委員 当局の苦慮は私も十分納得もでき、また御同情申し上げるのですが、私は結論として考へることは、タバコのやみ賣りが出てくるということは、もちろん一部の持出しもありましようけれども、大きな問題は、そのできたタバコの配分計画がきつめて不適切なためではないか。一部面においては多分にあり余るようなタバコがあり、ある一部面においては非常に足りない、こういう結果が今のタバコのやみ賣りの現象を生じておるのではないか。これはただやみだけで賣つてゐるというなら別ですが、現にある所ではやみでなくて公定價格で賣つていらつしやる。こういうことは社会政策から考へてみてもおかしい話だと思ひます。どうかこういう点について御留意くださつて、タバコの配分計画に對しては十二分の御鑑査をいたしたい、かように御注意をいたしておきまして私の質問を終ります。

○佐藤(觀)委員 煙草專賣法の一部を改正する法律案につきましては、すでに議論もつきまゝと思ひますから、討論を省略して採決にはいつていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○早稲田委員長 ただいま佐藤君より、煙草專賣法の一部を改正する法律案については、質疑を打ち切り、討論を省略して採決せよという動議が出ましたが、御異議ありませんか。

○早稲田委員長 御異議はないやうでありますので、さう取計いたします。本案に對して御賛成の方は御起立をお願いいたします。

○早稲田委員長 御異議はないやうでありますので、さう取計いたします。本案に對して御賛成の方は御起立をお願いいたします。

○梅林委員長代理 休憩前に引続きまして會議を開きます。

午後二時二十五分開議

○梅林委員長代理 休憩前に引続きまして會議を開きます。

引上げとともに一層顯著になると予想されこのままに放置しておいては、專賣事業の運営にも支障を來すのみならず予定の專賣益金の確保ができなくなるのである。

これに対処して取締陣を整備強化するのは勿論であるが、專賣法の罰則を強化することが絶対に必要となつた次第である。現在行われている專賣法の罰則は、二三の例外を除いていずれも明治年間に制定されたもので、罰金額もその最高が僅か五百円というのが標準である。これでは罰則の効果を期待できないので現下の状況を考慮し最高五万円に引き上げることとしたのである。なおその他に專賣法により與えた許可の取消処分をなすに當り被処分者に弁明の機会を與える規定を設け、その他若干の技術的改正を諷みた。併せて昭和二十二年法律第七十二号で日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律によつて昨年末で効力を失つた關係省令の規定を法律に織込んだのである。

二、議案の可決理由

最近の專賣法違反事件の激増に鑑み、この際罰則を強化し予定の專賣益金を確保する必要がある。これを本案を可決した理由である。

右報告する。

昭和二十三年三月二十九日

財政及び金融委員
委員長 早稻田柳右エ門

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十二日印刷

昭和二十三年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局